

## 裁判所法の一部を改正する法律案要綱

一 司法修習生に対し国が給与を支給する制度の廃止等（第六十七条第二項関係）

司法修習生に対し国が給与を支給する制度を廃止するとともに、司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない旨を定めること。

二 司法修習生に対し国が修習資金を貸与する制度の導入（第六十七条の二関係）

1 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下同じ。）を貸与するものとする。こと。（第六十七条の二第一項関係）

2 修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによるものとする。こと。（第六十七条の

二第二項関係）

3 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となったときは、その返還の期限を猶予することができるものとする。こと。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律第二十六条の規定は、適用しないものとする。こと。（第六

十七条の二第三項関係)

4 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなったときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができるものとする。 (第六十七条の二第四項関係)

5 1から4までに定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定めるものとする。 (第六十七条の二第五項関係)

三 施行期日等 (附則関係)

1 この法律は、平成十八年十一月一日から施行するものとする。 (附則第一項関係)

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。 (附則第二項関係)

3 この法律の施行に伴い、関係法律について所要の整備をすること。 (附則第三項関係)